松戸市病児 • 病後児保育事業委託業務仕様書

松戸市病児・病後児保育事業委託業務については、松戸市病児・病後児保育事業実施規則 {(平成9年6月30日松戸市規則第46号)以下「規則」という。}に基づき、次により病児・病後児保育を実施するものとする。

1 目的

本業務は、松戸市(以下「甲」という。)が事業者(以下「乙」という。)に委託する松戸市病児・病後児保育事業の運営に関し、病気の回復期に至らない場合、及び病気回復期にある児童に対し、集団保育が困難な期間における一時的な保育サービスを実施施設が提供することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

2 委託業務内容

- (1) 病気の回復期に至らない場合、及び病気の回復期のため、集団保育や家庭内 等での保育が困難な規則に定める対象児童の一時預かり及び保育
- (2) 利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等の実施
- (3) 前号以外に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

3 事業場所等

委託業務の実施場所、及び、設備の状況等は次のとおりとする。

- (1) 実施場所 JR武蔵野線 八柱駅より半径500m圏内
- (2)設備ア保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
 - イ 調理室を有すること。
 - ウ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適 した場所・施設であること。
 - エ 事業の実施場所が、商業施設、その他学校や保育施設等と併設し、同一施設内で複合的に事業が実施されている場合については、感染症等の拡大防止のため、施設内で職員等の往来が出

来ないよう、実施場所と他の施設とが壁等で区分けされ、入り口が別になっていること。

4 定員

一日に受け入れる児童数は6名以内とする。ただし、受け入れ児童の年齢や病 状等を考慮し、医療上の観点より、安全確保のために必要があると判断する場合 は、施設の利用及び受け入れ児童数を制限することができる。

5 職員の配置

乙は業務の実施にあたり、職員として看護師等を1名以上、保育士を2名以上 配置すること。なお、看護師及び保育士等の職員配置については常駐を原則とす るが、近隣病院等から看護師及び保育士等が直ぐに駆け付けられる等の迅速な対 応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。ただし、保育時間中の職 員の往来については、感染症対策を十分行った上で、往来回数を最小限にとどめ るなど、感染症等の拡大防止に努めること。

ア 利用児童がいる時間帯の場合

- (ア)~(エ)の要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整 えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。
 - (ア) 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないよう、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。
 - (イ) 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所とが近接していること。
 - (ウ) 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。
 - (エ)看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することに より、常に複数人による保育体制を確保していること。

イ 利用児童がいない時間帯の場合

利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としない。

6 実施日時等

委託業務の実施日時は、次のとおりとする。

- (1) 委託期間は令和2年9月1日から令和3年3月31日とする。 ただし、事業の実施開始は10月1日とし、9月については、開設準備期間 として、甲は乙に賃料のみを支払うものとする。
- (2) 事業の実施日は、月曜日から土曜日のうちの5日間以上とする。ただし、国 民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日は除くものとする。
- (3) 実施時間は、午前8時30分から午後6時30分までとする。

7 費用負担

(1) 乙は当該事業の利用者からその利用に要する費用の一部として、規則に基づき、次の額を徴収する。ただし、保育時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

区分	保育時間が 4 時間 以内の場合	保育時間が4時間を超える場合
松戸市民	1,200円	1,200円に4時間を超える1時間に つき300円を加算した額
上記以外の者	1,800円	1,800円に4時間を超える1時間に つき450円を加算した額

(2) 前号の規定にかかわらず、利用者の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は市民税の非課税世帯であるときは、無料とする。また、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当受給世帯であるときは、半額とする。

8 事業報告

乙は、毎月の事業報告を事業報告書により翌月10日までに甲に報告するものとする。年度末には事業報告書及び事業完了報告書を提出し、併せて送迎に要した経費を証する領収書の写しを添付する。

9 各種保険の加入等

乙は委託事業の実施にあたり、利用者等を対象とする傷害保険・損害賠償保険に加入する。事故が発生した場合は、速やかに報告し、請求の手続きをとり行うこととする。

10 感染の防止

体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。

11 医療機関との連携等

- (1) 乙は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、 甲に書面で報告すること。また、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を 構築し、緊急時の対応等についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。
- (2) 乙は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の 医療面での指導、助言等を行う医療機関をあらかじめ選定し、甲に書面で報告す ること。ただし、乙が医療機関である場合はこの限りでない。

12 その他

乙は業務の内容について、疑義が生じた場合には、その都度、甲に協議する。